

広島県告示第八百六号

二級河川八幡川水系梶毛川の一部について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六條第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十一年九月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

次の図面（河川区域指定平面図）の茶色で着色した部分に該当する土地のうち、河川法第六條第一項第一号及び第二号の区域以外の区域